

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	斐崎市 旭町	上條北割	地区名	塩沢川上流(しおざわがわじょうりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価 妥当 妥当でない	
①課題・背景 本箇所は、斐崎市旭町上條北割地区を流れる一級河川塩沢川上流の荒廃溪流で、平成30年9月30日から10月1日にかけて発生した台風24号の豪雨により山腹崩壊が発生し、これを発生源とした不安定土砂が溪流内に多量に堆積している状態である。今後の豪雨等により、下流への土砂流出が懸念されるため、土砂流出対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/>	
②整備目標・効果 □主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 人家17戸 林道 1400m 市道 2400m 県道 300m 土砂整備率 (現況)32% < 70% ※ 災害実績 有(平成30年9月30日~10月1日 台風24号) ※ 重要公共施設 有(第二次緊急輸送道路 主要地方道 甲斐芦安線) ※ (※ 評価基準値)							②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/>	
□副次目標 -							③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 3.27 > 1.0 ・便益(B) = 495 百万円 ・費用(C) = 151 百万円	
□副次効果 ○飲雑用水の安定供給(農業用灌漑用水取水施設) ○被災時の被害波及防止(第二次緊急輸送路道路(主要地方道 甲斐芦安線))							④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/>	
							⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/>	
							⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/>	
							⑦事業計画の熟度 ・地元斐崎市より強い要望あり <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/>	
							<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断	
(2)整備内容と整備量							(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: SI	
①整備内容 谷止工3基 山腹工A=0.10ha ②整備期間 平成30年度、平成32年度~平成33年度 ③総事業費 162百万円(国費 73百万円(1/2) 県費 89百万円(1/2)) ④全体計画 平成30年度 谷止工1基 50百万円 平成32年度 谷止工1基 44百万円 平成33年度 谷止工1基、山腹工0.10ha 68百万円							(5)総合評価 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> ・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施	
⑤既整備内容・期間・事業費 昭和44年~平成30年 谷止工 19基 510百万円							【事業位置図等】 	